8　その他

⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営規模等評価又は経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　郵送による提出先

⑴　内閣本府

受付窓口　内閣府大臣官房会計課決算第一係
所在地　〒100―8914　東京都千代田区永田町１－６－１
電話　03―5253―2111（代表）

⑵　宮内庁

受付窓口　宮内庁管理部管理課経理係
所在地　〒100―8111　東京都千代田区千代田１－１
電話　03―3213―1111（代表）

⑶　宮内庁京都事務所

受付窓口　宮内庁京都事務所庶務課会計係
所在地　〒602―8611　京都府京都市上京区京都御苑３
電話　075―211―1211（代表）

⑷　警察庁

受付窓口　警察庁長官官房会計課営繕係
所在地　〒100―8974　東京都千代田区霞が関２－１－２中央合同庁舎第２号館
電話　03―3581―0141（代表）

競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度を有効とする独立行政法人都市再生機構の建設工事及び測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成26年10月27日

独立行政法人都市再生機構
理事　野島　透

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　14

1　工事種別及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事種別は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。）。

①　建築工事（建築一式工事）
②　土木工事（土木一式工事）
③　電気工事（電気工事、電気通信工事）
④　管工事（管工事、水道施設工事）
⑤　造園工事（造園工事）
⑥　保全建築工事（建築一式工事）
⑦　保全土木工事（土木一式工事）
⑧　塗装工事（塗装工事）
⑨　防水工事（防水工事）
⑩　機械設置工事（機械器具設置工事、消防施設工事、熱絶縁工事）
⑪　畳工事（内装仕上工事）
⑫　ふすま工事（内装仕上工事、建具工事）
⑬　舗装工事（ほ装工事）
⑭　汚水処理施設工事（清掃施設工事、水道施設工事）
⑮　その他工事（大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事、鉄筋工事、ＰＣ橋梁工事）

（建設コンサルタント等業務）

建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　測量
②　土質調査
③　建築設計
④　建築・工事監理
⑤　土木設計
⑥　土木・工事監理
⑦　補償
⑧　調査

2　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、郵送方式により別記１に掲げる期間及び郵送宛先において申請を受け付ける。

なお、国土交通省等及び独立行政法人等が実施するインターネット方式により申請をする者は、申請者の本店所在地の区分に関わらず、平成26年12月１日から平成27年１月15日までに、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）
https://www.pqr.mlit.go.jp
（建設コンサルタント等業務）
https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成27年２月２日以降随時、申請者の本店所在地の区分に応じ、郵送又は持参方式により別記２に掲げる提出場所（郵送宛先）において申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される建設工事についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書又は建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出している者であるときは、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した本部等（本社、各本部及び各支社をいう。以下同じ。）の別記２に掲げる提出場所等においても申請を受け付ける。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等業務）」（以下「申請書」という。）は、平成26年11月４日から次のホームページアドレスにアクセスして、申請書様式をダウンロードすることにより入手することができる。
http://www.ur-net.go.jp/order/info.html

②　インターネットを使用して申請をする者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、平成26年11月４日から平成26年12月26日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成26年11月４日から平成27年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。